

藤千尋

請求原因 ( Xの主張 )			抗弁 ( Yの主張 )	
記号	摘示事項に該当する記事内容	摘示事項	Y : 摘示事項が事実の摘示か 意見ないし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 ( 意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする 事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情 )
ア	「村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) 下流の水質汚濁が長年にわたり問題視されてきました。しかし、奈良県と奈良市はこれら村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) による不法行為や迷惑行為をすべて黙認し」 ( 1頁本文6行目～9行目 )	村田養豚場が、赤田川の水質汚濁の原因者であり、それにより村田養豚場の下流域において、農業や人体への被害が出ており、原告には違法性がある。		
イ	「赤田川下流の水質汚濁」 ( 47頁表題 )			
ウ	「村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) からの排水が、下流に著しい水質汚濁をもたらしている可能性について、長年にわたり何度も議論されています。」 ( 47頁頭書3行目～6行目 )			
エ	「赤田川北の地権者 ( Aさん ) によると、養豚場の少し下流の山林の持ち主が、しいたけ栽培のため川からポンプで水を汲み上げていたが、糞尿ですぐポンプが詰まるとぼやいていた」 ( 50頁5行目～7行目 )			
オ	「砂防ダムより上流であるためか、渓流にある水たまりにも、どろりとした茶色いヘドロがたまっています。撮影した人によると、谷にただよう滝しぶきが乾いて、葉っぱやあたり一面白い粉をふいていたとのこと。撮影した人は、帰宅後熱が出ました。」 ( 50頁9行目～51頁2行目 )			
カ	「こうした水質汚濁の原因として、木津川市議会で長年議論されている場所のひとつが、奈良ブランド豚「郷Pork」を生産する村田養豚場 ( 村田畜産/村田商店 ) です。」 ( 51頁6行目～10行目 )			
キ	「村田養豚場より下流に限って糞尿あるいはどぶ川のような臭いが酷いという現実があります。最近は特に日暮れごろに臭くなります。谷の上の尾根道まで臭いが漂ってくるほどです。外にいる人が少なくなる時間を見計らって汚水が流されているのかもしれない。」 ( 51頁6行目～10行目 )			